

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第一号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第百八十八号の次に次の一号を加える。

百八十八の二 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承

認申請手数料 六万円

別表第百八十九号から第百九十三号までの規定中「二万円」を「六万円」に改め、同表第百九十三号の二を次のように改める。

百九十三の二 敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例許可申請手数料

六万円

別表第百九十三号の三中「一万円」を「三万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

◇ 規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
◇ 告 示 保険医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

臨時種畜検査の実施

普通母樹林の指定の解除

土地改良区の役員住所の変更(二件)

土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

◇ 選管規則 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩井医院	鳥取市朝月字下島 一三の三	昭和五十二年十二月二十五日
北村医院	鳥取市湯所二丁目 二〇五の一	昭和五十二年十二月十六日
伊藤内科医院	米子市上福原 一五〇九の一	昭和五十二年十二月二十五日
松村医院	倉吉市葵町七三一	昭和五十二年十二月二十六日
北村医院分院	岩美郡岩美町大字浦富 一七四六	昭和五十二年十二月十六日
生田医院	日野郡江府町大字武庫 四四六の二	昭和五十二年十二月二十八日
足立眼科医院	鳥取市今町一丁目二二六	昭和五十三年一月五日
宮田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷 四〇四三の一	昭和五十三年一月一日

鳥取県告示第二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
足立眼科医院	鳥取市今町一丁目二二六	昭和五十三年一月五日
宮田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷 四〇四三の一	昭和五十三年一月一日

鳥取県告示第三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第二条第二項の

医療法人十字会
野島病院

倉吉市瀬崎町
二七一四の一

昭和五十二年十二月二十八日

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
足立眼科医院	鳥取市今町一丁目二二六	全国	昭和五十三年一月五日
宮田齒科医院	気高郡青谷町大字青谷四〇四三の一	〃	昭和五十三年一月一日

鳥取県告示第四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検 査 期 日	検 査 場 所	家畜の種類
第一次 昭和五十三年一月三十日 午前十時から	東伯郡赤碕町松谷	乳用牛
第二次 昭和五十三年二月二日 午前十時から	鳥取県種畜場	

鳥取県告示第五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づ

き、普通母樹林の指定を解除したので、同法同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三
普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者の住所及び氏名
四十七	昭和五十三年	あか西伯郡淀江町	三壺本	五・九八	西伯郡大山町	赤松部落代表 大字赤松市
一十九	十二月二十七日	まつ	大字稲吉二九二	ヘクタール	伊沢	

鳥取県告示第六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員（の住所）に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

天神野土地改良区

理 事	新 田 明 信	変 更 前	東伯郡関金町大鳥居二二三三番地九二
変 更 後	山 崎 新 松	東伯郡関金町松河原一〇六番地八〇〇	東伯郡関金町安歩八四三番地八
変 更 前	東伯郡関金町安歩八六七番地一	東伯郡関金町安歩八六七番地一	
変 更 後			

鳥取県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

北条砂丘土地改良区

理事	吉田重美	
変更前	東伯郡大栄町大字西園二四四番地	
変更後	東伯郡大栄町大字西園一一六三番地	

鳥取県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（邑美地区ほ場整備）事業の変更計画を定め、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九号

昭和五十二年十一月九日付けで智頭町から申請のあつた土地改良（奥本地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十号

昭和五十二年十一月九日付けで智頭町から申請のあつた土地改良(波多地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和三十年一月鳥取県選挙管理委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「行なう」を「行う」に、「受けなければ」を「受け、又はその交付する証紙をはらなければ」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の検印は、別記第二号様式又は第三号様式によつて作成した印のいずれか一を用いるものとする。ただし、二以上の選挙が近接して行われる場合その他特別の必要がある場合においては、これらの印を併用し、又は色分けをして用いるものとする。

3 第一項の証紙は、別記第四号様式による。

第五条の二を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 前条第一項のポスターを掲示しようとする政党その他の政治団体は、県の委員会から別記第五号様式の検印票又は第六号様式の証紙交付票の交付を受けなければならない。

2 前項の検印票又は証紙交付票は、衆議院議員及び参議院議員の選挙については法第二百一条の五第三項(法第二百一条の六第二項及び法第二百一条の七において準用する場合を含む。)の規定により交付を受けた確認書の提示を受けたとき、鳥取県の議会の議員及び鳥取県知事の選挙については法第二百一条の八第二項において準用する法第二百一条の五

第三項又は法第二百一条の九第三項の規定により確認書を交付するとき
に交付する。

第七条第一項中「法第二百一条の十一第四項の規定によつて県の委員会の」を「第五条第一項の」に、「第五条第二項」を「前条第一項」に改め、「名称を記入するとともに」を削り、「の署名捺印」を「が署名押印」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削る。

2 県の委員会は、検印をしたときは、検印票に検印月日及び検印枚数を記入し、その印を押して、これを提出者に返すものとする。ただし、検印をしたポスターが法第二百一条の五第一項第四号（法第二百一条の七第一項において準用する場合を含む。）、法第二百一条の七第二項において準用する法第二百一条の六第一項第四号（参議院全国選出議員の再選挙又は補欠選挙を除く。）、法第二百一条の八第一項第四号又は法第二百一条の九第一項第四号に規定する枚数に達したときは、検印票は返さないものとする。

第十条中「第八条」を「第十条」に改め、同条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条第一項中「別記第四号様式」を「別記第八号様式」に改め、同条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

第八条 第五条第一項の証紙の交付を受けようとする政党その他の政治団体は、第六条第一項の証紙交付票に、ポスターの見本一枚（記載内容が異なるポスターがある場合においては、それぞれ一枚）を添えて県の委員会に提出しなければならない。この場合においては、証紙交付票に当該政党その他の政治団体の証紙に関する責任者が署名押印をしなければならない。

2 県の委員会は、証紙を交付したときは、証紙交付票に交付月日及び交

付枚数を記入し、その印を押して、これを提出者に返すものとする。この場合においては、前条第二項ただし書の規定を準用する。

第九条 鳥取県の議会の議員及び鳥取県知事の選挙における法第二百一条の十一第二項の規定による政談演説会の開催の届出は、別記第七号様式による届出書を提出してしなければならない。

別記第一号様式中「別記第一号様式」を「別記第一号様式（第一条関係）」に改める。

別記第二号様式及び別記第二号様式の二を削り、別記第三号様式中「別記第三号様式」を「別記第三号様式（第五条関係）」に改め、同様式を別記第二号様式とし、別記第三号様式の二中「別記第三号様式の二」を「別記第三号様式の二（第五条関係）」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第四号様式中「別記第四号様式」を「別記第四号様式（第十条関係）」に改め、同様式を別記第八号様式とし、同様式の前に次の四様式を加える。

別記第四号様式（第五条関係）

(番号)
年執行
何 選 挙
政 治 活 動
鳥取県選挙管理委員会

備考 1 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。

2 鳥取県の議会の議員の選挙における証紙には、選挙区を表示する。

別記第五号様式 (第六条関係)

表

(政党その他の政治団体名) 検印責任者(氏名) ㊦		
昭和何年何月何日執行何選挙 政治活動用ポスター検印票		
鳥取県選挙管理委員会 ㊦		

裏

県理印	取管会	鳥選委	検印枚	印月日
計				

別記第六号様式 (第六条関係)

表

(政党その他の政治団体名) 証紙責任者(氏名) ㊦	
昭和何年何月何日執行何選挙 政治活動用ポスター証紙交付票	
鳥取県選挙管理委員会 ㊦	

裏

県理印	取管会	鳥選委	交付枚	交付月日
計				

備考 鳥取県の議会の議員の選挙における証紙交付票には選挙区を表示する。

備考 鳥取県の議会の議員の選挙における検印票には、選挙区を筆示する。

別記第七号様式 (第九条関係)

政談演説会開催届出書
昭和何年何月何日執行の何々選挙の政談演説会を次のとおり開催したいので届け出ます。
昭和何年何月何日

政治団体名

事務所

右代表者 氏

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏

名 殿

名 印

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

附 則

この規則は、公布の日から施行する。